様式第九の五（第１４条の４第２項関係）

認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）
住　所
名　称
氏　名

令和 年 月 日付けで認定を受けた外部経営資源活用促進投資事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第１７条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）
１．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。
２．認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。
３．認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

別紙二（第１４条の２第２項第１号ニ及び同条同項第２号ヘ関係）

外部経営資源活用促進投資事業の概要

１．外部経営資源活用促進投資事業該当性

本計画は、以下の全ての要件を満たしております。

□外国法人の発行する株式等の取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものであること。

□本計画に基づく投資事業を行うことで、投資を受けた国外の事業者と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。

□投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。

□本計画に基づく投資は、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではありません。

① 株式等の短期的な売買による利益を受けること

② 専らデリバティブ取引（金融商品取引法第２条第２０項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること

③ 投資先の事業者に不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること

④ 投資先の事業者に動産をリースし、その投資先の事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

２．外部経営資源活用促進投資事業の概要

(1) 実施内容の概要（簡潔に記載）

(2) 具体的事項

① 本組合の事業目的

② 投資先の事業者に対して実施する経営又は技術の指導の具体的な内容

③ 主な投資対象

④ 想定する投資先の内訳

	取得の価額の合計額 (想定)	割合 (想定)
外部経営資源活用促進投資事業の海外投資	(A)	(A／D)
外部経営資源活用促進投資事業以外の海外投資	(B)	(B／D)
国内投資	(C)	(C／D)
合計	(D)	100%

⑤ 投資形態・投資規模

⑥ 回収方法

3．ファンド組成計画（組成済みのファンドにあっては現状のファンド計画）

(1)　投資事業有限責任組合の存続期間（年月日で記載）

(2)　外部経営資源活用促進投資事業の実施期間（年月日で記載）

(3)　払込方法（一括払い/分割払いの別）

(4)　出資予定総額に対する募集・応募状況

(5)　予定される有限責任組合員

(6)　管理報酬

(7)　成功報酬

(8)　組合組成に関する法令上の問題の有無及びその内容

3．本組合の運営体制及び運営方法

(1)　運営体制・担当者について

(2)　投資担当者の変更手続き

(3)　発掘から投資決定に至るプロセス（発掘・調査・選定）

(4)　投資から出口までの支援プロセス（支援内容・方法、モニタリング等）

(5)　中立性の担保（利益相反の防止策）

(6)　管理体制

(7)　投資委員会又は投資検討会

(8)　外国法人の発行する株式等の取得及び保有の割合について、外部経営資源活用促進投資事業計画の実施期間が終了し、又はその計画が取り消された時、若しくは認定外部経営資源活用促進投資事業に従って行われることについて確認を受けた投資が取り消された時に、当該組合の総組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十未満となるための措置

４．上記以外の特記事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
□がある事項については、内容を確認の上、該当するものに✔を記すこと。

別紙三（第１４条の２第２項第１号ホ及び同条同項第２号ト関係）

外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

１．投資事業有限責任組合の出資約束金額

年　　月　　日時点における○○○投資事業有限責任組合の出資約束金額は以下のとおり。

組合員区分	組合員名	出資約束金額		
			出資 履行金額	出資 未履行金額
無限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
有限責任組合員				
合計				

２．投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法（該当する場合に記載）

	資金使途	金額	借入期間	中小機構の債務保証を受ける見込み
調達先				
調達先				
調達先				

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．出資約束金額には、投資事業有限責任組合契約に基づき投資事業有限責任組合に出資することを約した金額を記載すること。

２．出資履行金額には、出資約束金額のうち出資の履行として投資事業有限責任組合に払い込んだ金額を記載すること。

３．出資未履行金額には、出資約束金額のうち払込みをしていない金額を記載すること。

４．中小機構の債務保証を受ける見込みがある場合は「２．投資事業有限責任組合への出資金以外で、外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」に、その旨記載すること。

別紙四（第１４条の２第２項第１号ト及びチ並びに同条同項第２号リ及びヌ関係）

投資事業有限責任組合の組合員及び投資担当者の欠格事項に関する誓約書

年　　月　　日

（外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者）
住　　所
名　　称
氏　　名

当社（私）は、○○○投資事業有限責任組合、その組合員及び投資担当者が、次に定める事項を満たすことを誓約します。

□１．投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。

(1)　精神の機能の障害により無限責任組合員及び投資担当者の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(3)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4)　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(5)　暴力団員等

(6)　認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

①　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者

②　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が法人である場合、その役員

③　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任組合の、投資担当者

④　当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合、その無限責任組合員（無限責任組合員が法人である場合、その法人の役員）及び投資担当者

(7)　法人であって、その役員のうちに（6）①から④までのいずれかに該当する者がある者

(8)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

□２．当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。

(1)　暴力団員等

(2)　法人であって、その役員のうちに（1）に該当する者がある者

(3)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（備考）

１．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。
２．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。
３．外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
４.用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

□がある事項については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。